阿久根市監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第１項及び第４項並びに同条第２項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第９項の規定により、下記のとおり公表する。

なお、同条第７項の規定に基づく財政援助団体等の監査についても併せて実施したことを申し添える。

令和８年11月12日

阿久根市監査委員　花田清治
同　竹之内和満

記

１　**監査の対象及び期日**

商工観光課　令和８年10月６日から10月16日まで

２　**監査の対象事項**　令和８年度の財務に関する事務執行等（令和８年９月末現在）

３　**監査の結果**　別紙のとおり

定期監査報告書

１　監査の種類

地方自治法第199条第１項及び第４項の規定に基づく監査並びに同条第２項の規定に基づく監査

地方自治法第199条第７項の規定に基づく財政援助団体の監査

２　監査の対象

商工観光課が所管する令和８年度予算に係る財務に関する事務の執行等

３　監査の実施期間

令和８年10月６日から10月16日まで

４　監査の着眼点

阿久根市監査委員監査規程第４条に規定する次の項目について実施した。

⑴　事業の管理状況

⑵　事業の執行状況

⑶　財政及び出納の状況

５　監査の実施内容

阿久根市監査基準に基づき、令和８年度の財務に関する事務の執行及び管理運営等が関係法令に適合し、適正かつ効率的に行われているかについて実施した。

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係書類について、照合、調査及び確認の実査後、必要に応じて関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部について実施した。

６　監査の結果

⑴　総括

財務監査の結果、条例、規則等に基づき、適正に執行されていると認める。

⑵　意見

ア　商工業の振興について

商工業の振興については、「創業支援事業」、「商工業者事業拡大・拡充支援事業」等の各種施策が展開され、また、本市の特産品についても「物産品販路拡大事業」等の施策が実施されるなど、多様な本市の商工振興に資する取組が行われている。

また、地元で就業したい人たちへのさまざまなアプローチについても、その取組がなされてきており、今後の成果を期待するところである。

このような市民の就業支援対策、特産品等の流通促進対策、その他の商工業振興施策については、ＰＤＣＡサイクルに従い、その検証、見直しを的確に行うことが非常に重要であると考えることから、引き続き、それらを計画的に行いながら、時代のニーズに沿った様々な支援、施策の推進とともに、新たな阿久根ブランドの開発及び販売拡大促進に努めるなど、本市の商工業振興に寄与していただきたい。

イ　観光振興について

本市の観光振興については、夏場の海水浴をはじめ、豊かな「食」、「自然」等を活用しての四季折々の体験型観光等の施策を積極的に進めている。引き続き、通年型観光の促進に積極的に取り組み、観光客数の増、交流人口の増等を図り、本市の観光振興を積極的に進めていただきたい。

一方、「寺島宗則記念館」については、展示品等の拡充などに努めながら、来館者が繰り返して訪れるための工夫を図るなど、来館者増に向けた多様な施策を展開していただきたい。

ウ　「ふるさと納税」について

令和７年度「ふるさと納税」による寄附金は、３万7,076件で６億3,893万4,800円であり、前年度と比較し、8,177万6,000円（14.7％）の増となっている。

引き続き、返礼品等の充実、拡大に努めるなど、本市への寄附者の動向等をしっかりと分析しながら、「ふるさと納税」の増収に向けた取組を積極的に進めていただきたい。

エ　「道の駅あくね」の運営について

「道の駅あくね」の運営については、令和４年度以降も「株式会社まちの灯台阿久根」が指定管理者として選任され、引き続き運営しているところである。

このような中で、令和７年度から指定管理委託料が予算措置されているところであり、同社の経営状態を良好なものにしていくための施策について、出資している株主として、また、指定管理の委託者として、適切な指導をお願いしたい。

オ　準公金の事務処理等について

地方自治法第199条第７項の規定により、財政援助団体の事務局として当該団体の会計処理を実施しているもののうち、「阿久根みどこい祭り実行委員会」、「あくね遊々体験倶楽部」を抽出し、その事務処理状況について監査したところ、収入、支出それぞれにおいて、公金の取扱いに準じ、その意思決定及び出納事務が適切に行われている。

引き続き、これらの財政援助団体の会計事務については、事務局として、公金の取扱いに準じて、適切な事務の執行及びその管理に努めていただきたい。

⑶　指導事項

ア　財務事務について

支出負担行為の事務処理の中で、添付書類の不備や決裁印のもれなどが散見されたので、それらは、速やかに是正すること。

また、「支出負担行為兼支出命令書」については、帳票を会計課において保存することから、課にあっては、その写しを取り、支出負担行為書として、適切に保存すること。

イ　服務について

(ｱ)　時間外勤務記録に関する事項

週休日及び休日勤務を行った際の当該勤務を含む週の総勤務時間が、基準額を超える場合の支給対象になる事例について、通常どおりの支給を行っているものなどが散見されたので、それらは、速やかに

是正すること。

(ｲ) 旅行命令簿に関する事項

出張時間帯等の記載事項に記載もれのあるものが散見されたので、それらは、速やかに是正すること。

(ﾛ) その他の服務に関する事項

特になし。